

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和 4 年 7 月 21 日に提起した処分庁（山形県知事）における特別児童扶養手当有期再認定却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人（審査請求書及び反論書）

以下の理由から、本件処分の取消しを求める。

ア 普通学級に在籍しているが、学校から様々な配慮を得て、学校生活を送っているものであり、症状が軽快しているということではない。

イ 診断書に記載されている発達検査の結果は、前回と比べるとワーキングメモリーが極端に下がっている。

ウ 診断書の作成段階で中学校からの特別支援学級進学は決定しており、その旨を記載したメモを添付した。

エ 診断書における発達障害関連症状では、全ての項目に該当し、問題行動及び習癖にも該当している。よって 2 級の「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ不適切な行動が見られる」に当てはまる。

オ 新規で提出した診断書は、中学校・特別支援学級に○をつけただけで、子どもの様子は変わらないが、認定となった。

(2) 審査庁

本件処分を不当とすべき事実は認められず、本件審査請求は理由がないことから、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 本件に係る法令等の規定について

特別児童扶養手当の支給要件である対象児童の障害の認定については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）

第 2 条第 1 項及び第 5 項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。）第 1 条第 3 項に基づき、対象児童

の障害の状態が令別表第3に定める1級又は2級の程度に該当するか否かにより行うこととされている。

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）は、令別表第3に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定することとされており、発達障害においては、2級に相当するものとして「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示されている。

また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年8月28日付け号外厚生省令第38号。以下「規則」という。）第18条は、都道府県知事は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、特別児童扶養手当認定請求却下通知書（以下「却下通知書」という。）を請求者に交付しなければならない旨規定している。

イ 対象児童の障害の状態が令別表第3に定める障害の状態に該当するか否かについて

特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」という。）では、対象児童の障害の状態について以下のとおり認められる。

- (ア) 「自閉症スペクトラム障害」と診断されていること。
- (イ) 教育歴は、小学校で普通学級に在籍していること。
- (ウ) 知能指数IQは〇〇であること。
- (エ) 対人過敏や粗暴行為があったりするなど社会的行動に困難があること。
- (オ) 発達障害関連症状は、相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害及び限定した常同的で反復的な関心と行動が認められること。
- (カ) 問題行動及び習癖は、興奮及び暴行があること。
- (キ) 日常生活能力の程度は、危険物は特定の物を認識できないが、おおむね自立していること。
- (ク) 現症の要注意度は、随時一応の注意を必要とする程度であること。

対象児童の状態と局長通知における発達障害の認定基準を照合すると、診断書における発達障害関連症状及び問題行動及び習癖の現症により、発達障害による日常生活への影響が見られるものの、食事や洗面等の日常生活能力程度などを総合的に考慮すると、障害の程度は軽度であり、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常

生活の適応にあたって援助が必要」な程度にあるとは認められず、令別表第3に定める障害の状態に該当しないと解される。

また、審査請求人は、診断書の作成段階で中学校からの特別支援学級進学が決定しており、その旨を記載したメモを添付したと主張するが、局長通知別紙2(4)により、障害の認定は診断書によって行うこととされており、診断書に記載のない事項についてはまでは考慮できない。

なお、審査請求人から提出された反論書により提示された事実によって、判定に変更が生じる可能性があるか障害認定審査医に質問を行ったところ、「ワーキングメモリーは平均値に近く、IQは〇〇と明らかに知的障害があるとはいえない。また、自閉症スペクトラム障害による影響はみられるものの、普通学級で対応できる程度の障害であること、日常生活はおおむね自立していることが認められるため、障害の程度は軽度であると判定するのは妥当である。」との回答を得ている。

ウ 本件処分は、局長通知で規定されている障害認定審査医による医学的判断に基づいて行われたものであって、処分庁は、規則第18条に基づき、受給資格がないと認めたことについて、却下通知書を審査請求人に交付しており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

4 調査審議の経過

令和4年10月17日 審査庁からの諮問の受付

令和4年10月27日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 障害認定審査医による障害の認定について

局長通知において、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、障害認定審査医が診断書によって行うこととされている。また、障害の程度が2級に相当するものについては、『令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、(中略)、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。』とされている。

さらに、局長通知の認定基準において、発達障害の場合の障害の程度が2級に相当すると認められるものについて、障害の状態が「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示されている。

本件処分に係る診断書によれば、対象児童の障害の原因になった疾病名は「自閉症スペクトラム障害」とされており、局長通知の認定基準においては「発達障害」の区分により審査されることとなる。

障害認定審査医は、診断書に基づき、「発達障害関連症状」及び「問題行動及び習癖」の現症により、自閉症スペクトラム障害による影響は見られるものの、普通学級で対応できている程度の障害であること、日常生活がおおむね自立していることが認められるため、障害の程度は軽度であり、対象児童の障害の状態は、発達障害の認定基準の2級に相当するとは認められないとして、令別表第3に定める障害の状態には該当しないと判断したものである。

この障害認定審査医の審査結果は、局長通知に基づき、発達障害に係る認定基準に照らして、診断書の全ての項目を確認した上で、医学的見地から総合的に判断したものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における手続と審査方法の妥当性

本件処分は、処分庁が、審査請求人からの認定請求を受けて、局長通知に基づき障害認定審査医による審査を行い、その結果を受けて、規則第18条に基づき却下通知書を交付したものであり、手続上違法又は不当な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

加 藤 静 香

中 沢 秀 夫